

再審公判という新たな闘いに向けて！

第33回 布川事件守る会総会

と き： 2010年4月17日(土) 13:30～

と ころ： 文京区民センター 2-A会議室

懇親会： 3,000円

総 会

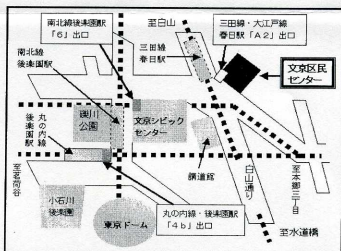
- ・開会あいさつ・請求人あいさつ
- ・弁護団報告 山本裕夫弁護士
- ・活動報告、会計報告

懇親会(同所)

15:00～

【アクセス】

三田線・大江戸線「春日」駅 A2 出口



布川事件 桜井昌司さん・杉山卓男さんを守る会

〒113-0034 東京都文京区湯島 2-4-4 平和と労働センター 5F

救援会東京都本部内 Tel. 03-5842-6464 Fax. 03-5842-6466

えん罪「布川事件」の桜井昌司さん、杉山卓男さんの

早期無罪判決をもとめる要請書

昨年12月14日、最高裁判所第二小法廷は、えん罪「布川事件」の再審開始を命じた一・二審の決定を支持し、検察庁の特別抗告を退ける決定を下しました。今回の最高裁判決は、全員一致で「再審開始」を認めたものであり、十分に審理を重ねた結果であって、二人の無実は疑いようがありません。

もともと布川事件は、物証は全くなく、有罪の根拠は『自白』とあいまいな目撃証言だけでした。それら『証拠』とされたものの全てが、信用性がないとして否定されました。

さらに重大なのは、警察官は法廷で偽証し、録音テープの改ざんなどの不正をして二人を犯人に仕立て上げ、検察官は無実につながる証拠を隠して裁判所を欺いてきたことが明らかになったことです。

桜井さんと杉山さんは、こうした警察・検察の違法な捜査と公判活動によって、やってもらえない強盗殺人犯にされて29年も投獄され、42年を経た今も苦難の人生を強いられています。

昨年5月から裁判員裁判が始まり、国民の裁判への関心はかつてなく高まっています。

足利事件など他のえん罪事件でも、えん罪は『自白』の強要や証拠隠し、自白偏重の裁判という構造的な問題によって作られることが明らかになっています。

貴裁判所におかれましては、これらの点を充分に考慮されまして、誤判原因の解明とえん罪の再発防止、さらには司法への信頼回復を図るために、公正な審理をされたうえ、一日も早く二人に無罪判決をして人権を回復されるよう、下記のとおり要請します。

記

- 1 公判前協議において検察官に全ての証拠を開示させ、弁護団にえん罪の原因を解明させる機会を与えること
- 2 桜井昌司さん・杉山卓男さんに一日も早く無罪判決を言い渡すこと

2010年 月 日

おなまえ	ご住所

【取扱団体】〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働のつなぐ5階救済会東京都本部内
布川事件・桜井昌司さん杉山卓男さんを守る会

TEL. 03-5842-6464 FAX. 03-5842-6466

水戸地方裁判所土浦支部刑事部 御 中